

神奈川県ホームレスの自立の支援等
に関する実施計画

平成16年8月

神奈川県

目 次

第1	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象地域	1
4	ホームレスの現状	1
5	計画の基本的考え方	3
第2	取組方針	4
1	ホームレスの自立に向けた支援	4
(1)	ホームレス自立支援センターの設置の支援	4
(2)	ホームレスの総合対策の推進及びホームレス相談窓口の設置と相談体制 の整備	5
(3)	就業の機会の確保	6
(4)	安定した居住の場所の確保	6
(5)	保健及び医療の確保	7
(6)	生活保護制度の適用	7
2	ホームレスとなるおそれのある方への支援	8
3	ホームレスの人権擁護及び地域における安全・安心の確保	9
(1)	ホームレスの人権擁護	9
(2)	地域における安全・安心の確保	10
第3	ホームレス対策の推進体制	10
1	庁内推進組織	10
2	県・市町村推進組織	11
3	民間団体との連携	11
参考資料		
1	国の基本方針における国・県・市町村の役割	12
2	県内市町村のホームレス数	13

第1 はじめに

1 計画策定の趣旨

近年、経済情勢の悪化等を背景として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた方が増加しており、本県においてもこうした方が都市公園、河川、海岸、道路、駅舎等を起居の場所として多数存在しています。

こうした中、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、都道府県及び市町村では、この法律に基づき、必要に応じて実施計画を策定し、施策を推進していくこととなりました。

また、平成15年7月には、実施計画等の指針となる「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が国で告示されましたが、この中で、都道府県は広域的な観点から、市町村が各種の施策を円滑に進められるよう、市町村間の調整への支援や情報提供を行うとともに、必要に応じた自立支援策を実施するものとされています。

このため、ホームレスの自立支援やホームレス化の未然防止等に関して、県としての役割を担うべく、このたび「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、計画的な施策の推進を図ろうとするものです。

なお、「ホームレスの自立支援の促進」については、本県の県政運営の総合的・基本的指針となる「神奈川力構想・プロジェクト51」の中でも、主な施策・事業として位置づけています。

2 計画の期間

平成16年度（策定より）から平成20年度までの5年間（5年経過後、計画を見直す）

3 計画の対象地域

神奈川県内全地域

4 ホームレスの現状

（1）ホームレスの数

平成15年1月から2月にかけて、すべての市町村を対象に統一した調査方法による全国調査（ホームレス実態調査）を初めて実施したところ、以下のような結果でした。

ア 全国の調査結果

ホームレスの数については、巡回による目視により確認したところ、ホームレスが確認された市町村数は581市町村で、その数は25,296人となっています。また、都道府県別に見ると、大阪府（7,757人）や東京都（6,361人）が多く、数のばらつきはあるものの、すべての都道府県でホームレスが確認されました。さらに、市町村別では、ホームレスが確認された581市町村のうち、500人以上のところは9か所、100人以上のところは41か所であるのに対し、10人未満のところは

391か所と7割弱を占めています。

イ 本県の調査結果

本県のホームレスの数については、ホームレスが確認された市町村数は23市町で、その数は1,928人となっており、大阪府、東京都、愛知県について4番目に多い都道府県となっています。市町村別では、川崎市（829人）、横浜市（470人）、平塚市（112人）、厚木市（102人）の4市が100人以上であったのに対し、10人未満が24市町村となっています。

（2）本県におけるホームレスの生活実態

平成13年9月に実施した調査結果で100名以上のホームレスが確認された横浜市、川崎市及び厚木市において、平成15年の全国調査の際、全体で約300名に個別面接調査を実施したところ、以下のような結果でした。（以下の項目の表記は、生活実態調査に基づいています。）

ア 年齢

ホームレスの年齢分布については、50歳から64歳までが全体の71.9%（全国調査65.7%）占め、全体の平均年齢は55.4歳（全国調査55.9歳）となっており、中高年層が大半を占めています。

イ 野宿生活の状況

野宿生活の実態としては、生活の場所在定まっている者が82.8%（全国調査84.1%）となっており、このうち、生活場所としては、「公園」が27.6%（全国調査48.9%）、「駅舎」が24.4%（全国調査7.5%）、「道路」が16.4%（全国調査12.6%）となっています。

また、直近のホームレスになってからの期間は、「1年未満」が31.6%（全国調査30.7%）となっています。

さらに、仕事と収入の状況としては、ホームレスの62.9%（全国調査64.7%）が仕事をし、その仕事内容の内訳は、「廃品回収」が47.5%（全国調査73.3%）、「建設日雇」が39.3%（全国調査17.0%）を占めており、平均的な収入月額は「1万円以上3万円未満」が27.6%（全国調査35.2%）と最も多くなっています。

ウ 野宿生活までのいきさつ

野宿生活の直前の職業としては、建設業関係の仕事が58.9%（全国調査55.2%）、製造業関係の仕事が8.8%（全国調査10.5%）を占めており、雇用形態は、「日雇」が41.0%（全国調査36.1%）、「常勤職員・従業員（正社員）」が30.2%（全国調査39.8%）となっています。

また、野宿生活に至った理由としては、「仕事が減った」が32.8%（全国調査35.6%）、「倒産・失業」が31.8%（全国調査32.9%）、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が25.2%（全国調査18.8%）となっています。

エ 健康状態と福祉制度等の利用状況

現在の健康状態については、身体の不調を訴えている者が52.0%（全国調査47.4%）となっており、このうち治療等を受けていない者が60.5%（全国調査68.4%）となっています。

また、福祉制度等の利用状況としては、これまでに福祉事務所へ相談に行ったことのある者が31.9%（全国調査33.1%）、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（シェルター）の利用を希望する者が61.5%（全国調査38.7%）、ホームレス自立支援施設（自立支援センター）の利用を希望する者が39.5%（全国調査38.9%）、これまでに生活保護を受給したことのある者が29.3%（全国調査24.5%）となっています。

オ 自立について

自立に向けた今後の希望としては、きちんと就職して働きたいという者が52.8%（全国調査49.7%）となっているのに対し、「今のままでいい」という者も9.3%（全国調査13.1%）となっています。

カ 生活歴

家族との連絡状況については、結婚していた者が41.1%（全国調査53.4%）を占めているが、一方で、この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が76.4%（全国調査77.1%）となっています。

5 計画の基本的考え方

本実施計画を推進していく中で、市町村や民間団体と連携してホームレスの自立を支援します。施策の展開に当たっては、ホームレスに各種の情報が届くよう、取組を推進していきます。

また、ホームレスとなるおそれのある方に対して、県・市町村が連携し、民生委員や市町村社会福祉協議会の協力を得て地域社会を通じた生活相談体制を支援することにより、ホームレスになることを未然に防ぎます。

さらに、ホームレスの人権を擁護するとともに、地域における安全・安心の確保に努めます。

【基本目標】

- (1) ホームレスの自立に向けた支援
- (2) ホームレスとなるおそれのある方への支援
- (3) ホームレスの人権擁護と地域における安全・安心の確保

第2 取組方針

1 ホームレスの自立に向けた支援

(1) ホームレス自立支援センターの設置の支援

自立支援センター（入所者に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を高めるとともに、国の各種雇用施策の活用や公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談・斡旋等を行い、就労による自立を支援する施設）の設置を促進します。自立支援センターの設置に当たっては、市町村が、ホームレスの生活圏に応じた配置・規模等を考慮し、単独又は共同で設置、運営できるよう支援します。

【主要施策】

① 自立支援センターの整備への支援

- 市町村が、単独又は共同で自立支援センターを整備しやすいよう、センターのあり方やその整備方法などの検討に当たって、県として積極的に協力支援するとともに、整備に対し国の制度を踏まえた財政的な支援を行います。
なお、市町村が共同で整備する場合には、市町村間の調整への支援を行います。

② 自立支援センターの運営への支援

- 自立支援センターにおける自立支援事業が円滑に実施されるよう、センター運営に対する技術的な支援や国の制度を踏まえた財政的な支援、さらに関係機関との調整面での支援など、必要な協力を積極的に行います。

*自立支援センターについて

実施主体：市町村（運営は、NPO法人や社会福祉法人への委託も可）

事業内容：宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談、職業相談、住宅相談など

費用負担：政令指定都市・中核市実施 国1/2、市1/2

市町村実施

国1/2、県1/4、市町村1/4

(2) ホームレスの総合対策の推進及びホームレス相談窓口の設置と相談体制の整備

ホームレスは、就労、居住、健康のみならず、家族との断絶や多重債務等複雑な問題を抱えているケースが多く、また、自立に至るまでの間、各種相談を継続して実施していく必要があり、一自治体だけでは解決できない場合もあります。こうした問題を解決するため、国・県・市町村がそれぞれの役割分担のもとに連携・協力し、民間団体の協力も得ながら対策を推進して行きます。

また、ホームレスや地域住民の方が、より身近な場所でホームレス問題に関する相談ができるよう、市町村における相談窓口の設置を促進するとともに、市町村が実施する窓口や巡回による相談事業、関係機関との連携による相談体制の整備を支援します。

【主要施策】

① ホームレスの総合的な対策の推進

- 県福祉部生活援護課において、関係部局機関や市町村、民間団体との連携により、県の施策の総合的な推進の調整を図ります。

② 市町村における相談窓口設置の促進

- ホームレスや地域住民の方からの、多岐に渡る相談を受け止め、関係機関と連携・協力した、円滑な解決を図るため、市町村における相談窓口の設置及び明確化を促進します。

③ 市町村が実施する相談事業の支援

- 市町村が実施する相談事業に対して、国の制度を踏まえた財政的な支援等を行います。
- 市町村が相談事業を円滑に実施できるよう、就労や居住等の情報を提供します。

④ 市町村と連携した巡回相談事業の拡大

- ホームレスの多い地域において先駆的に県が実施している巡回相談については、身近な自治体である市単独の実施を働きかけるとともに、県はホームレスの比較的少ない未実施の地域での展開を図り、巡回相談事業をホームレスが存在する全域で実施できるよう努めます。
- 市町村が巡回相談を円滑に実施できるよう、巡回相談マニュアルの作成等により支援します。

(3) 就業の機会の確保

ホームレス自らの意思による自立を基本として、公共職業安定所と連携するとともに、技能講習や職業訓練の実施により、就業の機会と安定した雇用の場の確保に努め、ホームレスの就業による自立を支援します。

【主要施策】

① 公共職業安定所と連携した職業相談等の実施

- 公共職業安定所に現在配置している相談員等の活用を図ります。

② 技能講習や職業訓練等の実施による職業能力の開発、向上

- 自立支援センターや無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号）を行う施設の利用者等を対象に、職業能力の開発及び向上を図るため、既存の職業訓練の機会の活用を図るとともに、民間団体等との連携による技能講習等を実施します。
- 自立支援センターに入所しているホームレス等が受講可能な国の日雇労働者等技能講習事業を活用して能力開発に努めます。

③ 経営者団体や商工団体等と連携した事業主の理解の促進

- 経営者団体や商工団体等への要請などを通じて、ホームレス問題に対する事業主の理解を求めます。

④ 就職に結びつく可能性の高い職種の業界への協力要請

- ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の業界に対し、雇用の促進を要請します。

(4) 安定した居住の場所の確保

地域社会の中で自立した日常生活を営むことができるよう、公営住宅への入居支援や低額な家賃等の民間賃貸住宅の情報提供などを行い、安定した居住の場所の確保を支援します。

【主要施策】

① 公営住宅の活用

- 市町村と連携し、公営住宅の入居資格の弾力的運用を検討します。

② 民間賃貸住宅に関わる団体等に対する要請及び住宅情報の提供

- 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、研修等の場において、法の趣旨、ホームレスの実情等について周知し、理解を促します。
- 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅及び保証人を代行する民間保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターや市町村との連携を図ることを要請します。
- 高齢者については、高齢者であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅の閲覧ができる高齢者円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度の活用を図ります。

(5) 保健及び医療の確保

ホームレスに対する保健及び医療の確保を図るため、健康対策や医療対策を推進し、ホームレスの衛生状況の改善を支援します。

【主要施策】

- ① 市町村と連携した健康相談・保健指導及び結核検診等を通しての健康づくりの支援
 - ホームレスの健康状態の把握や清潔の保持などについて、必要に応じて、専門的・技術的な面から、市町村を支援します。
 - 市町村、NPO等と連携し、結核検診（結核予防法第5条）を実施し、適切な保健及び医療の確保に努めます。
- ② 無料低額診療事業（社会福祉法第2条第3項第9号）を実施している施設の活用
 - 医療の必要があるホームレスが適切な医療を受けられるよう、無料低額診療事業を行う施設を活用し、医療機関への受診につなげます。

(6) 生活保護制度の適用

ホームレスに対する生活保護の適用については、居住地がないことや、稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことを踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用しても、なお、最低限度の生活が維持できない方について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施します。

【主要施策】

① 生活保護の実施

- 病気等により、急迫した状態にある場合には、医療機関等と連携を図ることにより、ホームレスの実態を把握したうえで、必要な保護を実施します。
- ホームレスの状況を十分に把握した上で、生活保護による保護を実施するとともに、関係機関と連携を図り、自立に向けた必要な支援を実施します。

2 ホームレスとなるおそれのある方への支援

ホームレスとなるおそれのある方としては、一般的には失業状態や不安定な就労関係、あるいは、不安定な居住環境にある方等が想定されます。こうした方がホームレスとなることを未然に防げるよう、民生委員、市町村社会福祉協議会や福祉事務所等が連携を図りながら、相談窓口につなげるなど、地域社会を通じた生活相談体制を支援します。

【主要施策】

① 生活福祉資金や離職者支援資金の活用

- 民生委員の協力により県社会福祉協議会が運営している生活福祉資金や離職者支援資金貸付制度を活用し、転居や離職後等に必要な資金を適時適切に貸し付けるとともに、貸付制度を通じた相談体制の充実を促します。

② 生活保護の制度等の周知

- 福祉事務所等の相談窓口や民生委員等を通じ、生活保護制度等生活の支援に関する情報の周知に努めます。

③ 安定した雇用の場の確保

- ホームレスとなるおそれのある方には、きめ細やかな職業相談・職業紹介が必要であることから、公共職業安定所と十分な連携のもと、現在配置している相談員等により的確な職業指導を実施し、雇用の安定に努めます。
- 中高年齢者の雇用促進を目的として実施している、中高年実践就労講座・中高年齢者キャリアカウンセリングを活用して、ホームレスとなるおそれのある方を支援します。

④ 公営住宅や民間賃貸住宅の情報提供

- 公営住宅の募集情報の提供に努めます。
- 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報の提供について、市町村との連携を図ることを要請します。
- 高齢者については、高齢者であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅の閲覧ができる高齢者円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度の活用を図ります。

3 ホームレスの人権擁護及び地域における安全・安心の確保

(1) ホームレスの人権擁護

ホームレスへの偏見や差別意識から暴力事件等が発生していることから、失業・倒産等により野宿生活を余儀なくされているといったホームレスが置かれている状況や自立支援の必要性について県民の理解を促進するなど、「かながわ人権施策推進指針」に基づくホームレスの人権擁護のための取組を推進します。

【主要施策】

① ホームレスに対する偏見や差別意識の解消

- ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすため、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、啓発冊子の発行など各種啓発事業の実施を通じて、人権尊重意識の普及高揚を図ります。

② 学校教育や社会教育における人権教育の推進

- 学校教育においては、幼児・児童・生徒が、人権問題について正しい理解を深めるよう人権に配慮した学校運営や教育指導に努めるとともに、教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持つことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努めます。
- 社会教育においては、地域の実情や学習者のニーズに応じて、県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めることができる学習機会等の充実に努めるとともに、地域で人権教育を積極的に推進していく指導者の養成に努めます。

(2) 地域における安全・安心の確保

ホームレス問題を社会全体の問題としてとらえ、ホームレスと地域住民の方が相互に理解し合うことが重要であるため、地域社会の理解と協力を得ながら、地域における安全・安心の確保に努めます。

【主要施策】

① 地域におけるホームレス等の安全・安心の確保

- ホームレスに対する事件・事故を防止するとともに、地域住民等の不安感を解消し、地域における安全・安心を確保するためパトロール活動に努めます。また、民間団体と連携した取組を進めます。

② 公共施設を起居の場とするホームレスへの対応

- 公共施設を起居の場とするホームレスに対して、県や市町村が実施している巡回相談等を通じて、本人の意向を踏まえながら、自立支援センターや無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号）を行う施設等の生活の場を確保することを支援します。

第3 ホームレス対策の推進体制

1 庁内推進組織

「神奈川県ホームレス対策推進調整会議」を活用し、庁内横断的な施策の調整や推進に取り組んでいきます。

目的：ホームレス問題に総合的、横断的に取り組むことを目的として設置

設置年月：平成11年11月

構成：8部局35名

福祉部、企画部、県民部、衛生部、商工労働部、県土整備部、教育庁、警察本部、各地区行政センター、各保健福祉事務所

所掌事項：ホームレス問題についての情報収集に関すること

ホームレスについての調査・研究に関すること

ホームレスについての施策の検討・実施に関すること

その他ホームレス問題に関すること

2 県・市町村推進組織

「神奈川県ホームレス問題県・市町村連絡会議」を活用し、連携した施策の実施に取り組んでいきます。

目的：ホームレス問題を抱える県及び県内市町村が協調して検討し、その対策に連携して取り組むことを目的として設置

設置年月：平成12年7月

構成：県関係機関及び県内市町村を対象

所掌事項：ホームレス問題についての情報交換に関すること

ホームレスについての調査・研究に関すること

ホームレス対策についての共通の施策検討に関すること

その他ホームレス問題に関すること

※ 特定課題を検討するため「ワーキンググループ」を設置

設置年月：平成12年11月

構成：6市（横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、相模原市、厚木市）

3 民間団体との連携

ホームレスに対する支援等の施策の実施に当たっては、ホームレスの実態を把握した、身近な支援活動を行うなど、ホームレス問題に重要な役割を担っている民間団体との連携を強化することにより、各種施策の効果的な推進を図ります。

・民間団体と県・市町村の情報交換や意見交換の実施

- ホームレスの自立に向けた支援に当たっては、ホームレスとの面識もあり、また、生活実態を良く把握している民間団体との情報交換や意見交換をするなど連携した取組を実施します。

・無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号）を行う施設との連携

- 無料低額宿泊事業を行う施設については、運営状況等の把握に基づく、適切な運営の指導を行うとともに、自立に向けて熱心に取組を行っている施設と連携を図ります。

・自立支援事業の委託

- 各種の自立支援施策の実施に当たっては、民間団体に委託を行うなど、積極的な連携を図ります。

参考資料 1

国の基本方針における国・県・市町村の役割

国	<ul style="list-style-type: none">・ホームレス対策に係る施策や制度の企画・立案・効果的な施策展開のための調査・研究・ホームレス問題等に関する地域住民への普及・啓発及び関係者への研修・各種の情報の積極的な提供・財政上の措置その他必要な措置
県	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じたホームレス対策に関する実施計画の策定・地域の実情に応じた施策の計画的な実施・市町村間の調整への支援・市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に関する情報提供を行うなどの支援・必要に応じて自らが中心となって施策を実施
市町村	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じたホームレス対策に関する実施計画の策定・地域の実情に応じた施策の計画的な実施・ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を実施・ホームレスの状況に応じた個別具体的かつ総合的な施策の実施・施策の取組状況等を積極的に情報提供

参考資料 2

県内市町村のホームレス数（全国調査 平成15年1月～2月）
（単位：人）

市町村名	性 別			合計
	男	女	不明	
横浜市	460	10		470
川崎市	822	7		829
横須賀市	26	2	16	44
相模原市	44			44
政令市・中核市計	1,352	19	16	1,387
平塚市	110	2		112
鎌倉市	9			9
藤沢市	22	1	40	63
小田原市	72	3		75
茅ヶ崎市	14	3	25	42
逗子市	8	1		9
三浦市	9	3		12
秦野市	17			17
厚木市	74	4	24	102
大和市	31	1		32
伊勢原市	5			5
海老名市	33		4	37
座間市	5			5
南足柄市				0
綾瀬市				0
市分計	409	18	93	520
葉山町				0
寒川町	4			4
大磯町				0
二宮町	3			3
中井町				0
大井町				0
松田町				0
山北町				0
開成町				0
箱根町	1			1
真鶴町				0
湯河原町	7			7
愛川町	5			5
清川村				0
城山町	1			1
津久井町				0
相模湖町				0
藤野町				0
郡分計	21	0	0	21
県域計	430	18	93	541
合計	1,782	37	109	1,928
	92.4%	1.9%	5.7%	100.0%